

令和7年3月5日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 山本 満久

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 令和7年度 下越森林管理署一般廃棄物等の収集運搬及び処分委託業務
詳細については別紙「委託業務仕様書」及び「委託業務契約書(案)」のとおり。
- 2 履行期間 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
- 3 履行場所 新潟県新発田市大手町4丁目4番15号 下越森林管理署
- 4 見積書等提出の日時・場所 日時 令和7年3月21日(金)10時00分まで
場所 下越森林管理署総務グループ(経理担当)
※電子調達システムによる提出をお願いします。
※電子調達システムで提出することができない場合は、持参又は配達証明が確認可能な郵便による提出を認めます。(提出方法は「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」による。)
- 5 提出書類 (1)見積書
※電子調達システムで提出する場合の**見積額は税抜金額を入力**してください。
※紙で提出する場合も**見積額は税抜金額を記載**し、必ず**日付を記載**してください。
(2)令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
(3)下記7に定める資格を証明できる書類の写しを添付してください。
※紙で提出する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きで記載の上、提出してください。
- 6 契約の締結日 契約締結は令和7年4月1日、履行期間の開始は令和7年4月1日とします。ただし、令和7年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合には、契約締結日はその予算成立日とします。
- 7 必要な資格等 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東甲信越地域の競争参加資格「役務の提供等」及び、新潟県新発田市の一般廃棄物収集運搬業、処理業の許可を有する者とします。
- 8 その他 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。

担当: 総務グループ 総括事務管理官
電話: 0254-22-4146 e-mail: ks_kaetsu_postmaster@maff.go.jp

委託業務仕様書

本仕様書は、分任支出負担行為担当官下越森林管理署長が発注する令和7年度下越森林管理署一般廃棄物等の収集運搬及び処分委託業務を受託する者が行う役務について、その仕様を定めるものである。

また、本作業を実施するに当たっては、この仕様書に基づいて実施するものとし、これに示されない細部の事項については、契約の範囲内で甲の指示に従い作業を実施するものとする。

1 目的

下越森林管理署より排出される一般廃棄物等（以下「廃棄物等」という。）について、定期的な収集及び運搬を行い、適切な処分を実施するものである。

2 業務名

令和7年度 下越森林管理署一般廃棄物等の収集運搬及び処分委託業務

3 収集場所

下越森林管理署（新潟県新発田市大手町4丁目4番15号）

4 履行内容

仕 様	履行月数	予定回数	予定数量
可燃物収集運搬及び処分	12 か月	毎日	週平均 50 kg
不燃物収集運搬及び処分	12 か月	週 1 回	週平均 10 kg
資源ごみ収集運搬及び処分 (段ボール、新聞紙、缶、瓶等)	12 か月	月 2 回	月平均 20 kg

※収集量については予定数量を大きく変動する場合がある。

5 履行期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

6 業務内容

(1) 収集運搬業務

ア 廃棄物等のうち、可燃物については毎日適切な方法により回収を行うこと。

イ 廃棄物等のうち、不燃物については週1回（火曜日）適切な方法により回収を行うこと。ただし、火曜日が祝・際日に当たるときは翌日に収集を行うこととする。

ウ 廃棄物等のうち、資源ごみについては月2回適切な方法により収集を行うこと。

※ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

(2) 処分の方法

処分委託された廃棄物等については一般廃棄物処理業許可書に記載された施設で、再生利用を目的として適切な処理を行うこと。

7 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うとともに事故防止に努めること。
- (2) 業務の処理上、知り得た情報等を他人に漏らしてはならない。このことは、履行期間終了後も同様とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めることとする。

委託業務契約書（案）

分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長 山本 満久（以下「甲」という。）と
〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下越森林管理署における一般廃棄物等の収集運搬及び処分委託業務に関し、下記条項により契約を締結し、その証として本署 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（信義誠実の原則業務の委託）

第 1 条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約物件）

第 2 条 契約物件は次のとおりとする。

所在地：新発田市大手町 4 丁目 4 番 15 号

名 称：下越森林管理署

仕 様：①可燃物収集及び運搬処分 毎日

②不燃物収集及び運搬処分 毎週火曜日（祝・祭日に当たるときは翌日）

③資源ごみ収集及び運搬処分 毎月 2 回

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。

（契約の目的）

第 3 条 乙は、常に最良の業務を行い、甲は乙にその対価を支払う。

（契約期間）

第 4 条 契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

第 5 条

契約金額は、 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（月額 円（うち消費税額及び地方消費税額 円））

（義務と責任）

第 6 条

1（適正処理に必要な情報の提供）

甲は、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は、適正処理に必要な情報を行に対して要求することが出来る。

2（甲乙の責任範囲）

- (1) 乙の責任範囲は、甲から委託された事業系廃棄物等を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
 - (2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
 - (3) 甲の責任範囲は、回収品に他の廃棄物を混入させることなく分別し、乙に引き渡すまでとする。
 - (4) 甲が上記の責任を果たさないことにより乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 3 (再委託の禁止)
- 乙は、甲から委託された事業系廃棄物等の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- 4 権利義務の譲渡等
- 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。
- 5 (業務の一時停止)
- 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

第7条

1 (報酬)

甲の委託する事業系廃棄物等の収集・運搬及びこれを含む処分業務に関する報酬については、第5条にて定める金額を支払う。

2 (報酬の改定)

報酬の額が経済情勢の激変等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

3 (消費税)

甲の委託する事業系廃棄物等の処分業務についての消費税等は、甲が負担する。

4 (支払い)

- (1) 乙は、当該業務を完了した当月末締めをもって、甲の指定した職員による検査に合格した後に請負代金の請求をすることが出来る。
- (2) 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請負代金の支払をしなければならない。また、甲の都合により支払期限を超過し支払遅延となった場合は、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、代金に対し告示にて定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額を延滞利息として乙に支払うも

のとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

(内容の変更)

第8条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、処分料金若しくは契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生じるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(業務の履行責任)

第10条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が、事業系廃棄物等収集運搬及びこれを含む処分委託契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。
- (2) この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第13条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第14条 甲は、業務が完了しない間は、第11条又は第12条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第15条 甲は、第11条及び第12条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第17条 第15条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第15条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第18条 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(遅滞金の徴収及び遅滞利息の請求)

第19条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した遅滞金を徴収する。

2 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく第4条の規定による契約代金を支払わないときは、乙は、その支払わない額にその翌日から起算して支払を行う

日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払い遅延に対する遅滞利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅滞利息を、乙は甲に請求することができる。ただし、遅滞の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅滞利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 3 前項の遅滞利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数について甲は前項の定めにかかわらず遅滞利息を支払うことを要しないものとする。

(解約時の支払)

第20条 この契約を解除した場合、甲が認めた既済部分に対しては、その請負代金を甲は乙に支払うものとする。

(債権・債務の相殺)

第21条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、違約金として100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約期間)

第24条 この契約は、有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約に関し紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(特約条項)

別紙1のとおり

令和7年4月1日

甲 住所 新潟県新発田市大手町4丁目4番15号

氏名 分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 山本 満久

乙 住所

氏名

別紙1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、

受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（注）請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

別紙

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1)～(3)のほか、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2 見積書の提出先

下越森林管理署 総務グループ 総括事務管理官 (TEL0254-22-4146)

〒957-0052 新潟県新発田市大手町4丁目4番15号

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長」としてください。

3 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書を作成します。(契約金額により省略する場合があります。)

4 その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができます。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあつては、見積り執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積りを行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。